

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678  
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 相続人が未成年者の場合の注意点

Q：先日、夫が亡くなりました。相続人は私と小学生の息子の2人です。相続人のうちに未成年者がいる場合、どのような点に注意すればよいのでしょうか。

A：法定代理人の選任及び未成年者控除の適用に注意してください。

#### 【解説】

相続人のうちに未成年者がいる場合には、遺産分割協議書を作成するに際し、未成年者である相続人に代わって法定代理人がそれを取り行わなければなりません。

未成年者にかわる法定代理人を選任する場合、通常は親権者である親が選任されますが、親権者が相続人として遺産分割協議に参加するような場合は、法定代理人となることはできません。この場合には、家庭裁判所に未成年者親子の戸籍謄本、特別代理人候補者の戸籍謄本ならびに住民票、分割協議書、未成年者の親の印鑑等を持参して特別代理人の選任を請求しなければなりません。

次に、未成年者が相続人の場合には、未成年者控除の適用があります。未成年者控除とは、その者が20歳になるまで1年あたり6万円が相続税額から控除されるものです。

なお、控除額の計算は次の算式で行いますが、その際、年齢は1年未満の端数を切り捨てて計算します。

$$(20 \text{歳} - \text{未成年者の年齢}) \times 6 \text{万円}$$

